

9 添付書類の省略

毒物及び劇物取締法の規定による申請又は届出の際に添付すべき書類について、当該申請等以前に同一申請者が同一書類を毒物及び劇物取締法又は医薬品医療機器等法に係る書類として既に本課に提出している場合には、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、提出または提示を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

<添付書類を省略できない場合>

- ・ 期限切れにより、新たに許可申請する場合
- ・ 登録店舗を廃止してから30日を過ぎて申請する場合
- ・ 毒物劇物に関する業務を本市で継続して実施していない場合

<省略できる添付書類例>

- ・ 定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
- ・ 資格を証する書類の原本提示
- ・ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
- ・ 診断書

<備考欄の記載例>

添付する書類を省略する場合は、当該書類を提出した店舗の名称、許可（登録）番号、許可（登録）年月日及び申請等の年月日、並びに添付を省略する書類の種類（登記事項証明書、使用関係証明書等）を記載してください。

(例) 登記事項証明書は、〇〇営業所（毒第〇〇〇〇号、〇年〇月〇日登録）の〇年〇月〇日付届出に添付。